

尾張旭市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和6年3月28日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 若杉 たかし

## 定例監査報告書

### 1 監査の種類

定例監査

### 2 監査の対象

市民生活部（暮らし政策課、市民活動課・市民活動支援センター・少年センター、多様性推進課、市民課、産業課、環境課、環境事業センター）

### 3 監査の期間

令和6年1月25日から令和6年2月29日まで

### 4 監査の方法

令和5年度（令和5年12月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

### 5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部不適切なものが次のとおり見受けられた。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

### 6 指摘事項

- (1) 法律相談業務に係る契約締結伺いが作成されていない。支出負担行為書に契約締結伺いを兼ねる旨が記載されているが、単価契約で、総額が確定せず請求のあったときに支出負担行為を決議するものについては、支出負担行為書で契約締結伺いを兼ねることはできない。（暮らし政策課）
- (2) 普通財産の貸付業務に係る変更契約書に記載の契約日について、誤って実際の変更契約行為日より前の日付が記載されている。（市民活動課）
- (3) 尾張旭市可燃ごみ収集及び運搬等業務委託に係る事務において、随意契約公表の事務手続のうち随意契約確認表の作成がされていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成することとしている。（環境事業センター）